

住民監査請求に係る監査結果

第 1 監査の請求

1 請求書の提出

請求人 から令和 8 年 4 月 9 日に、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定による請求があり、同年 6 月 30 日に補正の書面の提出があった。

2 請求人

住所

氏名

3 請求の要旨

請求の要旨は、監査請求書及び補正書によれば次のとおりである。

(1) 請求人の主張

京都府農林水産技術センターにおいて、国費により取得された氷蔵庫の廃棄処分に関し、売却可能性が認められるにもかかわらず廃棄を行い、その結果、不要な廃棄費用を支出するとともに、売却による収入機会を逸失させた行為は、地方自治法第 242 条第 1 項にいう違法又は不当な公金の支出及び財産管理に該当する。

よって、監査委員において本件について監査を実施し、違法又は不当な支出の是正及び関係職員に対する必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

① 請求人は、京都府農林水産技術センター農林センター森林技術センターに勤務する職員（研究員）である。

② 栗に寄生する害虫は、臭化メチルによる燻蒸処理によって駆除されていたが、臭化メチルがオゾン層を破壊することが発覚したため、請求人は、平成 12 年頃、氷蔵庫を使って駆除する氷蔵処理技術を開発した（資料 1）。

③ 請求人は、燻蒸処理の代替技術の確立を目指した共同研究に参加した（資料 2）。平成 26 年、氷蔵処理技術の確立を目的として、京都府農林水産技術センターは、国費により氷蔵庫を購入し、京都府所有の設備として南丹市の道の駅（ふらっと美山）に設置した（資料 3）。

④ 平成 30 年頃、設置先より施設の手狭化を理由に撤去の要請があった。

⑤ 国（農林水産技術会議）とも相談した結果、国の担当者は「売却可能な場合には売却し、売却益は国庫に納入する必要がある」と説明した。この説明内容は請求人から関係職員に共有されただけでなく、国の担当者からも直接説明がなされていた（資料 4）。

⑥ しかし、京都府農林水産技術センターにおいては、売却の検討を十分に行うことなく、令和 8 年 3 月 13 日、「氷蔵庫の撤去・廃棄を決定した」とのメールが請求人に届いた（資料 5）。請求人は、「年度内に廃棄する」とのことなの

監 査 委 員

8 年監査公表第 8 号

から請求のあった事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 5 項の規定により、監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

令和 8 年 9 月 4 日

京都府監査委員 能 勢 昌 博
同 藤 山 裕紀子
同 森 敏 行
同 岡 本 吉 弘

で、10日以上以上の余裕があると考えていた。

- ⑦ ところが、京都府農林水産技術センター職員は、同月17日、氷蔵庫の撤去を実施したことをメールで請求人に通知した（資料6）。請求人は、3月10日～11日は東京都に、3月16日～18日は茨城県に出張しており（資料7）、十分な検討機会が確保されていなかった。
- ⑧ 氷蔵庫を製造・販売するメーカー（小林製袋）の担当者に電話で「氷蔵庫の廃棄を事前に知っていたのか」と問うたところ「聞いていない。まだ使える氷蔵庫が廃棄された例はなく、驚いた。これまで、何度も中古品を販売してきたが、購入者が移設費を支払ってきた。売却すれば、撤去・解体費用は発生しない」と述べた（資料8）。氷蔵庫は、中古品でも長く使えることから、栗栽培者等から「中古品を購入したい」との要望は多い。当該氷蔵庫は製造から十数年しか経過しておらず、過去の中古取引実績から、一定額での売却が見込まれる状況にあった（資料3）。
- ⑨ 京都府農林水産技術センター職員は、こうした事情を知りながら、売却を模索せず、廃棄したことにより、本来得られたはずの売却益が失われた。
- ⑩ 廃棄に際しては撤去・解体費用（10万円以上と見込まれる）が支出されたはずであり、本来不要であった支出を京都府に負担させたことになる。
- ⑪ 請求人は、京都府農林水産技術センター職員らに「撤去・解体費用はいくらだったのか」等を問うたが、回答してもらえなかった（資料9）。
- ⑫ そこで、道の駅の関係者に問うたところ「が撤去した」との証言を得たので、その業者に電話したが、なにも教えてもらえなかった。
- ⑬ 小林製袋の担当者は「我々専門業者でないと移設は難しい。解体処理も、不凍液の無毒化が必要なので、専門業者でないと難しい」と述べたため（資料8）、に「どのように解体したのか」と問うために、再び、電話したが、担当者が不在であった。
- ⑭ すると、農林水産技術センター長から「処理業者に電話するな」との電話が入った。また、センター長から「外部業者等への連絡は行わないように指示する。指示に反する行為が認められた場合、サービス管理上の対応を検討する」との内容のメールが届いた（資料10）。これによって請求人は、事実関係の把握に必要な関係者への問合せが制限された。
- ⑮ なお、国の担当者は、本件氷蔵庫の廃棄について「事前に聞かされていない。ルール違反なので、私からも京都府農林センターに問い合わせる」と述べた（資料4）。

- ⑯ 本件に関連して、令和7年7月13日、請求人を排除して、請求人の上司ら3名が、関係者と検討会を開催した。検討会に参加した友人が「違和感を感じたので会話を記録した」と言って会議記録（資料11）を請求人に渡してくれた。その会話記録において、当該氷蔵庫について「所有権は国にあり、使用権は京都府にある」「研究設備の私的利用や転用は禁止されている」「公的な場所での設置・運用に限定される」などの認識が関係者間で共有されていた。また、検討会において、「廃棄（撤去）はリスク回避の最終手段」とされていたにもかかわらず、売却可能性の検討が十分に行われなまま廃棄が選択された。

これらの事実は、関係職員において当該設備が公的財産であり適正な手続及び合理的判断が必要であることを認識していたにもかかわらず、それに反する処分が行われた可能性を示すものである。

<違法性及び不当性>

1 違法性

国費により取得された財産の処分については、国との関係において一定の手続が求められるところ、本件においては、所管省庁の担当者が当該廃棄を把握していなかったと述べている。この点は、処分手続に関する報告又は調整が適切に行われていなかった可能性を示すものであり、手続の適法性に重大な疑義を生じさせる。

また、会議記録においても公的財産としての性質及び許認可手続の必要性が明確に認識されていたことから、当該手続が実施されていない場合には、手続違反の認識がありながらこれを行わなかった可能性がある。

2 不当性

本件では、売却という合理的手段が存在し、かつ、売却可能性が相当程度認められるにもかかわらず、これを十分に検討しないまま廃棄が選択されている。その結果、撤去・解体等の費用（少なくとも10万円以上と見込まれる）が京都府の公金から支出された可能性がある。また、売却による収入機会が失われたことが認められる。加えて、関係者間で当該設備の法的性質及び運用制約が認識されていたにもかかわらず、売却可能性の検討を十分に行わず廃棄に至った点は、意思決定の合理性を一層欠くものと評価される。

上記の主張を証する書面として、次に掲げる書面の提出があった。

資料1：請求人が氷蔵処理を開発した事実に関する資料

資料2：国費の共同研究により氷蔵庫を設置した事実に関する資料

資料3：当該氷蔵庫の設置状況写真
 資料4：国の担当者の証言記録
 資料5：撤去及び廃棄を決定したとの通知メール
 補正後：撤去及び廃棄を決定した起案の写し
 資料6：撤去が完了したことを通知したメール
 補正後：撤去業者選定から撤去完了までの書類一式の写し
 資料7：撤去された時期に、請求人が出張していた事実に関する資料
 資料8：氷蔵庫メーカー担当者の証言記録
 資料9：請求人の質問への回答拒否メール
 資料10：請求人の調査禁止命令メール
 資料11：本件に関する会議記録（概要）
 補正後：その他本件に係る備忘録やメール一式

(2) 請求人の措置請求事項

- 1 本件廃棄処分に関する事実関係の調査（意思決定過程の検証を含む。）
- 2 廃棄に伴う公金支出の有無及び適法性・妥当性の判断
- 3 財産管理の適正性に関する検証
- 4 関係職員の責任の明確化
- 5 必要に応じた損害回復措置の検討
- 6 再発防止措置の実施

第2 請求の受理

本件請求については、法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

請求の要旨から、本件の監査対象事項を「氷蔵庫を廃棄処分とした経緯と手続及び廃棄処分費用の支出が、法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出又は財産の処分に該当するかどうか」とした。

2 監査対象部局

農林水産部

第4 請求人の証拠の提出及び陳述

- 1 請求人に対して、法第242条第7項の規定により、令和8年7月7日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。また、同条第8項の規定により関係執行機関の職員の立会いを認めたところ、関係執行機関の職員5名が立ち会った。

- 2 当日は、請求人が出席し、おおむね以下の陳述を行った。

なお、請求人から次のとおり新たな資料の提出があった。

追加資料12：公益社団法人京のふるさと産品協会の概要

追加資料13：公益社団法人京のふるさと産品協会への京都府からの会費及び補助金の額（平成26年度以降）

追加資料14：京のブランド産品とは

追加資料15：農林水産技術センター長から森林技術センター所長宛てメール

追加資料16：勤務状況等記録表（個表）の写し
 追加資料17：オカラを主原料とする低漁粉飼料の開発

追加資料18：美山ふるさと株式会社代表取締役から請求人宛てメール

追加資料19：令和7年7月13日南丹市美山町大野で行われた協議会の会話記録をYouTubeにアップした際に付した説明文

追加資料20：小林製袋産業株式会社から請求人宛てメール及び添付資料

<請求人の陳述>

本件で最も重要な問題。これは、農林水産省が継続使用承認していた国の財産について、京都府が事前承認を得ないまま廃棄したこと。京都府自身が、この手続が誤りであったと認めていることが公開文書で分かった。京都府は、「手続上のミスはあったが、廃棄した判断そのものは妥当であった」と釈明をしているが納得できない。なぜなら、売却や無償貸与の可能性が十分あったのに、それを検討されていない。検討したと言うがどこにも証拠が出ていない。それから、移設候補が存在していて、私は一生懸命説得していた段階だった。その移設する先の漁業組合に渡すために作った資料、私がどのレベルで研究をやっているか分かってもらえると思う。今、農山村で一番困っていることは獣害。これは当たり前で、休耕田が無茶苦茶に増えているのに、休耕田は管理しろと農家に言って草刈りをさせている。シカは草刈りした高さの草は食べられる。シカ牧場を作っているみたいなもの。だから田んぼをちょっと掘って水を溜めて、今流行りの養殖をしたらいい。世界中から農薬を買って、肥料を買って、食料を買って、捨てて、捨てて、自分の人糞も使わず。富栄養化している。だから料理屋さんに、あなたのところで出る魚のアラを使えませんか。料理人は賛同してくれる。

おからが食べられるのに産業廃棄物なんです。それを利用して、養殖をしようと思ったのは氷蔵庫があるから。近畿大学も、魚の餌にしようとしたが、すぐ腐る。氷蔵庫があったらできると。栗を冷やすために発明したが、色々なことに使えるということで、近畿大学にも提案している。それを、道の駅に置いたのだから、近くの漁業組合に置くのが一番いいだろうと。画期的なことに使える。これを、京都府農林水産部に、正式に研究として申請したが、プレゼンもさせてもらえなかった。農山村のことをひとつも考えていない。

それで、まずこの公開文書では、京都府がひどい間違いをしたと認めているが、一番大きいのは、農林水産省はメールで京都府に対して売却、無償貸与、廃棄という選択肢をちゃんと示している。それは、本件に関わった職員は知っていたことになり、廃棄しか選択肢がなかったとは言えない。使える物

は売却。無償貸与。これが基本。故障などで使えない場合は廃棄が基本。従って、京都府は売却や無償貸与を検討しなければならないのに、十分検討しないまま、使える物を廃棄し、結果、21万7,800円の府費が支出され、京都府に損害を与えた。しかもやり方が非常に汚く、令和 8 年 3 月13日に私に対して、氷蔵庫は年度内に廃棄すると。私は出張中だったので、「ちょっと待ってくれ」と言おうと思ったが、出張から帰ってきたら、もう撤去したと。何でこんなに慌ててやったのか。国も驚いて、「重大なルール違反なので私からも尋ねる」と言った。

私は20年ぐらい前、氷蔵処理を発明した。それは非常に既得権益を壊す発明なので、なかなか普及しなかった。国庫の補助研究によって、氷蔵庫が2台買えることになったので、1台は職場、1台は道の駅に置いた。今回問題なのは道の駅の1台。実証実験なので、冷やした栗を売らないといけないが、それが結構難しく、自分も家で氷蔵庫を1台置いてそれをやった。そして苦労して氷蔵処理の栗の販売に成功した。すると多くの方が真似をしてくれて、京都府の丹波栗の会もできた。京都府でも、氷蔵庫が10台以上導入された。

氷蔵処理を全国的に普及し、主産地ではもう脱燻蒸を達成している。燻蒸をしているところはない。臭化メチルというサリンと同じようなもので虫を燻蒸している。臭化メチルは、人体には一応安全だということになっているが、オゾン層を破壊することが判明した。フロンガスがオゾン層を破壊することは御存知だと思うが、その40倍も破壊する。昭和60年に臭化メチルがだめなものだと分かって、先進国では平成17年までは使うがそれ以降は使わないということが決まった。なので、平成7年あたりから私は真剣にやった。二酸化炭素をやるとか、温度を当てるとか、電気で作ると色々工夫した。で、氷蔵処理を発明した。

氷蔵庫を潰すことに躍起になって、国もびっくりのルール違反をしてまでやったと思う。まず、国には詳細に弁明するという、この一番最後のページ、「本報告において処分に至った経緯、判断基準、物品管理上の整理について改めて詳細に報告します」と書いてあるので、報告されていると思うが、これが公開されていない。

氷蔵庫が1円になっているが、1円なんて、こんなものを出すこと自体が不謹慎だ。大きな冷蔵庫で、10年20年使ったものでも100万円以上で売れるものはいくらでもある。氷蔵庫は、ちなみに10年使ったものでも2、3百万円では売れた。廃棄処分したものは、300万円ぐらいでは売れたはずなので、国にも大きな損を与えた。売って国庫補助に充てる。民間には売ったらだめと勝手なことを言うが、民間に売れる方法もある。

使っている氷蔵庫が邪魔になったので年度末にどけてくださいという文書を、美山ふるさと株式会社

が出している。これを基に、京都府は国に弁明をしている。突然、慌てて処分しないといけない事情が起こったので処分した、廃棄した、報告が遅れたと。

美山ふるさと株式会社は、「前からずっとどけてくれと言っていた」「京都府からこういう雛形で書いてくれと頼まれたから。どけてもらうのにこれが必要だから書いただけのことです」と。つまりこれは、自作自演だ。自分で相手にこの文書を出してくれ、つまり、年度末にどけてくれという文書を出して、それを基に、期限が足りないからこんなことになってしまったという、そんなことが許されるのか。こんなに違法なことをやっているから当然処分も違法で、業者に見てもらったら、冷蔵庫でも廃プラスチックにならないと。氷蔵庫って、中に不凍液が150リットルも入っているが、不凍液をどうしたかはないと。フロンガスについては色々書かれているけど。中に入っている150リットルの不凍液は、環境に漏れたら結構大変なので、プロピレングリコール水溶液ですけど。誰がいつどう処分して、どういう形になったか、契約書には、途中で違うものに載せたらだめとか、転売したらだめとか書いていますが。業者は当然、リサイクル業者ですから冷却装置だけでも10万ぐらいでは、普通に売れる装置ですから、売っているでしょう。監査委員には、「写真見せろ」って府の担当者に言って欲しい。出てくる訳がない。違法なやり方で廃棄しているんだから。

もう大体分かってもらったと思うけど。どのレベルで起こっているか、もうちょっと時間があつたらちゃんとした説明になったかと思う。

第5 関係執行機関の陳述

- 1 関係執行機関の職員に対して陳述の聴取を行うとともに、法第242条第8項の規定により、請求人の立会いを認めたところ、請求人が陳述に立ち会った。
- 2 関係機関の職員2名が出席し、前農林水産技術センター長が請求の要旨に対しおおむね次の趣旨の陳述を行った。
- 3 当該陳述後、関係執行機関への調査を実施し、その要旨も含めて下記の陳述等に記載する。

＜関係執行機関の陳述等＞

請求人は本件氷蔵庫について売却可能であったにもかかわらず廃棄したことで、京都府に損害が生じたと主張しているが、本件は単純な「売却か廃棄か」という選択の問題ではなく、国の研究委託事業により取得した公有財産について、設置先から撤去要請を受け、行政としてどのような措置を講じることが適切であったのか、という点にある。

行政財産の管理においては、「結果として最も高く売れた方法」を選択するのではなく、府民から見て、公正な手続であること、特定の個人や団体に利益を与えたとの疑念を招かないこと、説明を求められた際に合理的な説明ができることが必要である。

本件では、設置先である「ふらっと美山」からの撤去要請を受け、移設、廃棄、売却といった複数の

選択肢について検討しなければならなかった。また、本件設備は、国の研究委託事業により取得され、その管理や処分について慎重な判断が必要であった。さらに、設備の管理状況や利用状況について様々な課題が存在しており、公有財産管理上の適正な取扱いが必要であった。

そのため単なる廃棄処分ではなく、長年にわたり十分整理されてこなかった財産管理上の課題を是正する過程の中で行われた判断でもある。

本件氷蔵庫は、平成26年度、国の研究委託事業により取得され、京都府が管理すべき研究設備であり、栗の氷蔵処理技術の研究や、現地実証等をするために導入され、研究成果を地域へ還元することも目的の一つであったため、地域住民や生産者による利用が可能であり、かつ、研究協力が期待できる施設として、ふらっと美山に設置されることになった。当時この設備は、京都府として、栗の品質向上や出荷調整技術の実証、さらには地域農業への普及を図るための研究設備として位置付けていた。

氷蔵庫について、担当者として関与していた請求人から利用状況や管理状況について組織への報告は行われておらず、所属は実態を把握していなかった。

さらに、請求人は後になって、ふらっと美山から氷蔵庫の撤去を求められていることについて、以前から認識していた旨の発言をしているが、当センターは、令和6年4月にふらっと美山からの正式な撤去要請を受けるまで、請求人からそのような報告は受けていなかったため、撤去要請を受けて初めて、本件氷蔵庫の利用実態や管理状況について確認を行うこととなった。

本来、誰が、どのような目的で利用し、どのような成果が得られたのか、今後も継続保有する必要があるのか、そういった事項を組織として説明できなければならぬ。しかし、本件設備については、そのような事項を客観的に確認できる資料が整理されていなかった。その結果、氷蔵庫については、継続利用の可否も含め、今後の取扱いを改めて検討する必要があると判断した。

ふらっと美山は施設運営上の事情から、新たな冷蔵設備を導入する必要性が生じており、撤去要請を受けた時点ではまだ廃棄を決定していなかった。むしろ、当センターとしては、可能であれば継続したいとの考えを持っていた。そのため、現在使用している団体との協議を行い、新たな設置先を模索し、現実的な運営方法について検討を重ねた。

具体的には、令和6年度には、南丹市美山町の宮島振興会が所在する施設の一角を候補地として、また、令和7年度には、同じく南丹市美山町の大野振興会について、候補地として検討を行った。

しかし、実際に設備を継続利用するためには、どのような内容の研究を行うのか、誰が管理するのか、維持管理費用を誰が負担するのか、将来にわたり責任を持って運営できるのか、という現実的な課

題を整理しなければならなかった。また、本件氷蔵庫は、大型設備であり、特殊な構造を有しているため、移設にも費用が必要となり、設置後も一定の維持管理が必要となる。そうした観点から検討を進めた結果、継続利用に必要な条件を整えることができなかった。

そして、その次の段階で大きな問題となったのは、公有財産処分における公平性及び透明性の確保であった。

氷蔵庫は京都府の公有財産であり、その取扱いについて必要なのは、所属への報告と組織としての検討である。そのため当センターは、氷蔵庫の処分について、公有財産処分の公平性、透明性及び説明責任の観点から、慎重な検討を行う必要があると判断し、その検討を進める中で明らかになったのが、売却という選択肢を採用するための前提条件そのものが整っていなかったという事実である。

次に、当センターは氷蔵庫の取扱いについて、農林水産省農林水産技術会議事務局に相談を行い、継続利用、売却及び廃棄を含めた複数の選択肢について確認を行った。令和7年7月15日付の回答では、本件のような研究委託事業により取得した財産について、類似の研究への使用、廃棄、売却という、処分方法が示された。継続利用の可能性を検討し、売却可能性も含めて、国へ相談していたのである。

また、当センターは、売却という手法について、売却の現実的な実施可能性を確認するため、研究機関における売却事例はあるのか、どのような方法で売却しているのか、売却先への制限があるのか、職員による購入は禁止されているのか、転売は可能なのか、といった具体的な事項について、照会を行った。

その結果、国からは、研究機関での売却事例について情報は持っていない、売却先に関する特段の制限も設けていない、物品所有機関の規定に基づき適切に処理して欲しい、との回答があった。この回答は、売却を禁止するものではないが、国が売却を優先すべき処分法として位置付けている、ということを示すものでもない。

行政としては公有財産を売却するに当たり、過去の事例、売却価格の妥当性、手続の公平性、売却先選定の透明性などを総合的に検討しなければならない。ところが本件では、国自身も具体的な売却事例を把握していなかった。さらに、当センターでは、内部においても、廃棄することが適切なのか、環境負荷の観点から、売却や再利用をできないかという考え方もあり、そのことも含めて相談をしていた。

以上のことから、継続利用の検討を行い、国とも協議し、売却の可能性についても確認した上で、最終的に公有財産管理上、最も適切な方法を選択したと考えている。

本件は決して廃棄ありきで進められた事案ではない。私どもが懸念したのは、行政が管理する公有財

産について、個人の判断や個人的な活動が先行し、組織としての管理や説明との境界線が不明確になることである。したがって、その処分や活用については、個人の考えではなく、法令手続、組織としての説明責任に基づいて判断されなければならない。その判断は、公有財産管理を担う行政機関として、合理的かつ説明可能なものであり、違法又は不当な財産管理には該当しないものと考えている。

第6 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

措置請求事項のうち、4及び6については、監査請求の対象とならないため却下し、その余の請求については理由がないものと認め、これを棄却する。

以下、事実関係の確認及び判断について述べる。

1 事実関係の確認

本件監査は、監査対象事項に関し、関係書類等を調査するとともに、関係執行機関からの説明の聴取等によって行い、その結果、次の事項を確認した。

- (1) 京都府農林水産技術センター（以下「農林水産技術センター」という。）は栗に寄生する害虫を氷蔵処理により駆除する技術を確立するため、国から研究委託事業費を受け、平成25年度から平成27年度までの3年間「農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業（クリのくん蒸処理から脱却するクリシギゾウムシ防除技術の開発）」の共同研究に参加した。
- (2) クリシギゾウムシ防除関連研究のため、上記研究委託事業費で平成26年10月に氷蔵庫を2台取得し、1台は京都府農林水産技術センター農林センター森林技術センター（以下「森林技術センター」という。）に設置した。もう1台は、森林技術センターの近接地で、栗及び生鮮食品を流通させており、設置用地を無償で借り受けることができる、ふらっと美山に設置した。なお、設置に当たっては、ふらっと美山と無償貸借契約を締結した。

氷蔵庫については上記研究委託事業終了後の平成28年度から令和7年度までの間、氷蔵処理によるクリシギゾウムシ防除技術の普及とともに、氷蔵庫の効果的な活用方法や、氷蔵庫の利点（出荷調整ができることや、糖度が上昇すること等）を活用した有利販売の実証と併せて、栗の凍害対策及びジョイント栽培技術の確立のため、実生への接ぎ木技術開発を行うことを目的とし、国からの継続使用承認を受け、使用を継続していた。

- (3) 令和6年4月にふらっと美山から、新たな冷蔵設備を導入するためのスペース確保のため、氷蔵庫の撤去要請があった。

国の研究委託事業実施マニュアルによると、研究委託事業で取得した備品については、委託事業又は継続使用終了後、国に報告する必要があるが、財産処分の取扱いについては、詳細な記載が

ないため国に相談した結果、類似の研究への使用、廃棄、売却が示された。

- (4) 当時本件氷蔵庫を使用していた団体との協議を行い、研究の継続を前提とした移設場所として、令和6年には南丹市美山町の宮島振興会、令和7年には同じく南丹市美山町の大野振興会と協議を行ったが、いずれも条件が整わず、移設は断念された。
- (5) 農林水産技術センターから国に対し、国費により取得された物品の売却事例の有無、売却方法、売却先の制限の有無、職員による売却の可否、転売の可否について確認したが、売却の先例事例の情報はなく、また、売却先に関する特段の制約もないため、物品所有機関である京都府の規定を遵守の上、適切に処理するようにとの回答を得た。
農林水産技術センターの「国委託事業により取得した財産（氷蔵庫）の取扱いに関する方針について」の起案の売却検討理由によると、①国公有財産の売却処分は、国民から徴収された税金が原資となっているため、その使途の透明性と適正性が強く求められる。つまり、その運用には様々な制約があり、特に個人等への譲渡等は不可である。仮に、有償譲渡したときは、相手方に干渉とすることが必要。②官公庁オークション等も、便宜供与、利益相反の懸念が払拭できず不可。となっており、農林水産技術センターは、公有財産処分の公平性、透明性及び説明責任の観点から、「売却という選択肢を採用するための前提条件そのものが整っていない」と判断し、売却は断念された。
- (6) 農林水産技術センターはふらっと美山に設置した氷蔵庫について、移設及び売却を断念し、廃棄を選択した。

農林水産技術センターは、廃棄の方針決定後、氷蔵庫を廃棄するため、産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約を令和8年3月13日に締結し、同月27日に履行確認の上、同年4月14日に請負代金を支払った。

委託する場合は、不凍液の処分許可を有する業者と契約する必要があったが、所属の認識不足により産業廃棄物管理票（以下「manifesto」という。）に廃棄物の種類の一部記載漏れがあり、不凍液を処分できる業者に委託していなかった。このことは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）第12条第5項に抵触する。

なお、不凍液については、不凍液を処分できる業者により法令基準どおり適正に処理されていたことを確認し、氷蔵庫の廃棄についても委託業者からのmanifestoにより適正に完了した事実を確認した。

- (7) 国の研究委託事業費で取得した財産の処分については、国から事前に承認を得ることとなってい

るが、農林水産技術センターは、処分後に国に実績報告書を提出していた。

ただし、同センターから処分方法について事前に国に電話相談を行い、財産の使用状況や処分の検討状況を説明しており、国からの指示の下、処分の経過等を記した顛末書を提出している。

2 判断

上記事実関係を踏まえ、本件監査の判断は、次のとおりである。

- (1) 措置請求事項の 1 については、本件廃棄処分に関する事実関係の調査を求めるものであるが、以下の理由により、これを是正する事由は認められない。

氷蔵庫の取扱いに関する処理方針については、上記で事実関係を確認したとおり、所属として適正な手続ルートを踏んで意思決定したものであり、違法又は不当とは言えない。

なお、国の事前承認を得ず廃棄処分を行っている点は適切に手続が行われたとは言い難いが、国に対して事前相談や状況説明を行い、国からの指示により顛末書を提出している。

- (2) 措置請求事項の 2 については、廃棄に伴う公金支出の適法性・妥当性の判断を求めるものであるが、廃棄の方針決定後に産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約を締結して、契約書に基づき請負代金を支払ったものであり、違法又は妥当性を欠くとは言えない。

ただし、廃掃法に抵触していたことは指摘せざるを得ないが、氷蔵庫及び不凍液の処分が適正に完了したことを確認している。

- (3) 措置請求事項の 3 及び 5 については、(1)及び(2)の理由により、これを是正する事由は認められない。

- (4) 措置請求事項の 4 及び 6 については、住民監査請求の対象が財務会計上の行為に限定されており、法第242条第 1 項に該当しない。

第 7 要望

監査の結果は以上のとおりであるが、農林水産技術センターは、本件氷蔵庫の廃棄処分に関する手続においては、産業廃棄物の排出事業者として、産業廃棄物を適切に処理する責任があり、今回の不凍液の処分に係る不適切な事務処理は、管理者の注意義務を果たしていたとは言い難い。併せて、国の事前承認を得ず廃棄処分したことについても実施マニュアルの確認を怠っていたと言わざるを得ない。

今後は、関係法令の遵守を徹底し、適正な事務処理に努められることを要望する。